

# 令和4年 宜野湾市教育委員会第3回(定例会)会議録

教育長 仲村 宗男

教育委員 桃原 修

開催日時：令和4年3月30日(水) 開会 14:00 閉会 15:00

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：知念春美教育長、知念菜穂子教育長職務代理者、  
普天間みゆき委員、桃原修委員

欠席者：仲村和也委員

## 出席職員

【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子

【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳

(指導課) 指導課長 與那嶺哲、主任主事 新垣 麗奈

(学務課) 助成係長 松元 典子

## 議事日程

議案第17号 宜野湾市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について

議案第18号 宜野湾市教育委員会告示で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する告示の制定について

議案第19号 宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

議案第 20 号 宜野湾市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

議案第 21 号 宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則について

議案第 22 号 宜野湾市職員人事異動について

#### 報告事項

(教育部の報告)

・教育長職務代理者の指名について

(指導部の報告)

特になし

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は3名で定足数を達しております。ただいまから、令和4年 第3回 宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は、6件となっております。本日の会議録署名人は、桃原教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、1月14日開催の第1回定例教育委員会、2月21日開催の第2回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、普天間教育委員、知念教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 はい。

○知念春美 教育長 ただいま、第1回教育委員会の会議録並びに、第2回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。お二人には後ほど署名をお願いいたします。それでは、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1頁をご覧ください。

---

#### 教育長諸般の報告

○知念春美 教育長 2月22日(火)、第3回宜野湾市防災会議に出席しております。そして、沖縄県社会教育功労表彰伝達式がございまして、宮城政一(みやぎせい いち)様に教育委員会で伝達をしております。24日(木)、中頭教育事務所 人事異動ヒアリング、そして、第442回宜野湾市議会定例会 一般質問割振り会議がございました。資料がございまして、後ほどお目通しをお願いいたします。25日(金)、第442回宜野湾市議会定例会を開会しております。3月1日(金)、佐藤健詞郎(さとうけんしろう)様の市長表敬に同席しております。そして、九州地区スポーツ推進委員功労者・30年勤続・県役員表彰伝達式でご三方に伝達をしております。宮城直久(みやぎなおひさ)様 九州地区スポーツ推進委員功労者、我如古盛朝(がねこもりまさ)様 30年勤続スポーツ推進委員、平安名典子(へんなのりこ)様 30年勤続スポーツ推進委員です。2日(水)、第442回宜野湾市議会定例会 上程案件に対する質疑、委員会付託に参加、二つ目、令和3年度宜野湾市立教育研究所の成果報告会に参加いたしました。4日(金)、しまくとうば普及センター事務局が来訪して、半年間の活動内容報告を受けております。9日(水)、第442回宜野湾市議会定例会委員長報告・中間表決がございまして、3月11日から15日までの予算審議に4回出席しております。3月12日(土)は、宜野湾市立4中学校の卒業式が

ございまして、委員の皆様の来賓祝辞ありがとうございました。15日(火)、宜野湾市育英会への寄付金の贈呈式(沖縄県出店事業協同組合様)、それから翌日16日(水)から24日(木)は、市議会、定例会の一般質問が計6日間ございまして、出席しております。頁をめくりまして、19日(土)、わらば～体験塾の閉校式。23日(水)、宜野湾市立小学校9校の卒業式に教育委員共々出席して、委員会告辞をいたしました。ありがとうございました。翌日24日(木)、「令和3年度宜野湾市平和大使育成事業」学習報告会に参加しております。25日(金)、第442回宜野湾市議会定例会委員長報告・表決を行いました。その後、新教育委員会教育長の仲村宗男氏が全会一致で承認されました。28日(月)、第8回行財政改革推進本部会議、そして令和3年度宜野湾市立教育研究所研究教員の修了式を行いました。29日(火)、ジャパンインテグレーション株式会社様より、地域BWA機器の寄贈式がございまして、教育委員会13校に2個ずつ26個、はごろも学習センター分も入れて27個のモバイルルーターの寄贈がございまして、1カ年間のランニングコスト分も合わせて寄贈を受けました。大変ありがたい寄贈でございました。それから30日(水)、本日でございまして、令和4年第3回定例教育委員会会議となっております。そして明日3月31日(土)、退職に伴う合同辞令交付式がございまして、そちらに出席後、私も教育長の任期を終えて退任をすることになります。以上が教育長諸般の報告といたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第17号 宜野湾市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について」、日程2「議案第18号 宜野湾市教育委員会告示で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する告示の制定について」は関連する議題となるため、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○一同 はい。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、議案第17号、それから議案第18号について、一括して審議いたします。これより、担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 はじめに、議案第17号及び議案第18号について、簡単にご説明いたします。本市の行政手続及び内部手続における押印の見直し方針により、押印は原則廃止としており、市民手続については、登記印、登録印を押印する必要がある手続きなど、押印する趣旨に合理的理由がある手続きのみ、押印を継続

することとしております。議案第 17 号及び議案第 18 号については、押印を廃止するにあたって、規則又は告示などで押印の定めがある様式についての取り扱いを定めるものになってございます。それでは、水色表紙の議案書 1 頁をお開きください。

議案第 17 号 宜野湾市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について 宜野湾市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 4 年 3 月 30 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。市民や事業者の行政手続きに係る負担軽減や利便性の向上を図るため、行政手続きの申請等における押印・署名の見直しを行い、令和 4 年 4 月 1 日より押印廃止を行う手続きのうち、教育委員会規則で様式に押印を定めている手続きについて、当該規則の制定により、押印を廃止する必要があるためでございます。ピンク色の表紙議案資料 1 頁をお開きください。こちらが当該規則を制定することにより令和 4 年 4 月 1 日から押印を廃止する予定となっている様式の一覧となっております。それでは議案書に戻っていただき、2 頁をお開きください。第 1 条には本規則の趣旨を定めてございます。第 2 条は、「申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について定める宜野湾市教育委員会規則の規定にかかわらず、押印又は署名を要しないものとする」とすることで、規則を個別に改正することなく、押印を廃止することを定めてございます。第 3 条は、帳票についても、必要に応じて押印及び署名に関する部分を削除し、又は訂正して使用できることを定めてございます。以上が議案第 17 号の説明となります。続きまして議案第 18 号でございます。議案書 3 頁をお開きください。議案第 18 号 宜野湾市教育委員会告示で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する告示の制定について 宜野湾市教育委員会告示で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する告示を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 4 年 3 月 30 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由につきましては、議案第 17 号と同じとなりますので省略させていただきます。ピンク色の表紙議案資料 2 頁をお開きください。こちらが当該告示を制定することにより令和 4 年 4 月 1 日から押印を廃止する予定となっている様式の一覧となっております。以上ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 議案に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。それでは質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより日程1議案第17号 宜野湾市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程1議案第17号を終了いたします。続きまして、日程2議案第18号 宜野湾市教育委員会告示で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する告示の制定についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第18号を終了いたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程3「議案第19号 宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それではご説明に入る前に、お手元の青色表紙の議案書5頁をご準備ください。またピンク色の議案資料3頁から規則案の概要の説明と参照条文がございますので、併せてご参照ください。規則制定のため、新旧対照表はございません。説明に入る前に資料の訂正がございます。ピンク色の議案資料3頁でございますけれども、項立て3の(3)の「教育委員会」という表現がございますが、これを「教育長」へ訂正をお願いいたします。それでは議案書5頁をご覧ください。議案第19号 宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和4年3月30日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措

置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、同措置について規則で定める必要があるためでございます。それでは今回の制定内容につきましては、ピンク色の議案資料 3 頁の規則案の概要の説明にてご説明いたします。項立ての 2 番、「制定の経緯及び必要性」でございます。公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

（昭和 46 年法律第 77 号）の一部が改正され、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資することを目的として、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとなりました。国の指針に基づき、沖縄県の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部が改正され、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めることにより、行うものとされることから、同措置について規則で定めるものでございます。項立ての 3 番、「制定案の概要」でございます。一点目は第 2 条第 1 項において、教育委員会は教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1 ヶ月に 45 時間以内かつ 1 年に 360 時間以内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを規定してございます。二点目は、第 2 条第 2 項において、教育委員会は通常予見することのできない業務量の大幅な増加等があった場合、教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1 ヶ月に 100 時間未満かつ 1 年に 720 時間以内等とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを規定してございます。三点目は第 3 条において、教育長はその他必要な事項について別に定める規定となっております。最後に議案書の 7 頁をお開きください。附則でございます。この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。以上ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。桃原委員。

○桃原修 委員 制定案の概要（1）の、1 ヶ月に 45 時間以内かつ 1 年 360 時間以内とする、とありますけど、以前は残業というか、1 週間に 80 時間、1 ヶ月間に 80 時間でしたかね、今さらに短縮されていいことだと思いますが、実際の学校現場で残業というか、時間外労働をしている職員の数とかはご存じないですか。

○知念春美 教育長 実態ですね。具体的な数とか。指導課長お願いします。

○與那嶺哲 指導課課長 今、桃原委員がご指摘のように、半分以上の職員が 45

時間以上の残業を行っているのが現状でございます。80時間を越えた場合には、教育委員会から校長先生に対して、残業多いですよということの文書を通知し、必要があれば産業医面談をしています。毎月毎月の残業時間については、教育委員会で管理はしているところでございます。

○**桃原修 委員** はい、できる限り配慮をお願いします。以上です。

○**知念春美 教育長** 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○**一同** 異議なし。

○**知念春美 教育長** ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○**一同** 異議なし。

○**知念春美 教育長** ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、日程3議案第19号を終了いたします。

---

○**知念春美 教育長** 続きまして、日程4「議案第20号 宜野湾市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○**又吉直正 指導部長** それではご説明に入る前に、青色表紙議案書8頁、それから黄色い表紙の新旧対照表の1頁をご準備ください。またピンク色の議案資料5頁から資料「主な改正理由」と「参考条文」現行の宜野湾市立学校職員安全衛生管理規則もございますので、併せてご参照ください。それでは議案書8頁をお開きください。議案第20号 宜野湾市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について 宜野湾市立学校職員安全衛生管理規則（平成23年宜野湾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和4年3月30日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。学校総括安全衛生委員会委員の任期の変更をしたいため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。それでは、今回の改正内容につきましては、ピンク色の議案資料5頁の「主な改正理由」について2点ご説明いたします。項立ての1番から3番、6番、8番、9番は法定執務上、必

要な字句の改めでございます。4番目にあります「産業医等の職務の追加」でございます。これまで産業医の職務に関する規定がなかったため、労働安全衛生規則に則り業務を行うことを明記してございます。5番、7番は各委員の任期を「2年」から「1年」への改めでございます。これは教職員等の人事異動等により、煩雑となる事務を整理するため、年度区切りで任期を定めたいためでございます。10番は第4章、「療養及び出勤等の手続き」の改めでございます。「療養者の報告」及び「出勤の手続き」について、現在、服務手続きとして、学校長から教育長宛に提出を行っており、安全衛生責任者としても報告を必要とすると二重に手続きが必要になることから削除するものでございます。最後に青色表紙議案書の10頁をご覧ください。附則でございます。この規則は令和4年4月1日から施行する。以上ご説明申し上げ、後はご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。それでは本件に対する質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、日程4議案第20号を終了いたします。休憩します

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程5「議案第21号 宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それではお手元の青い表紙議案書11頁、黄色い表紙の新旧対照表は5頁をご準備ください。またピンク色の議案資料21頁より「資料 宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則について」を現行の宜野湾市就学援助規則もございましたので、併せてご参照ください。それでは議案書11頁をご覧ください。議案第21号 宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則について 宜野湾市就学援助規則（平成27年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正したいの

で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 4 年 3 月 30 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。認定倍率を拡充し、また新たな援助費目として、「オンライン学習通信費」を追加し、就学援助の充実を図るため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。それでは、今回の改正内容につきましては、ピンク色の議案資料 21 頁右上に「資料」とございます。「宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則について」でご説明をさせていただきます。今回の改正点は、四角囲みの中の 4 点でございます。一点目は認定倍率の拡充、二点目はオンライン学習通信費の追加、三点目は家計急変世帯等、対象者の追加、四点目は文言の整理・修正でございます。それでは、各改正点について、順を追ってご説明させていただきます。一点目は第 2 条第 2 項、認定倍率の拡充でございます。これまでは認定倍率が 1.2 倍でございましたが、改めて精査を行い、他市と比較したところ、認定倍率が低かったため、他市並の 1.3 倍へ引き上げを行います。21 頁下段の「例」をご覧ください。認定倍率を 1.2 倍から 1.3 倍へ引き上げることで、例えば今まで収入 120 万円以下までの世帯が認定であったのが、収入 130 万円以下まで認定となり、より多くの世帯が認定されることとなります。認定者数で言いますと、令和 3 年度の認定者数は 2,300 人程度でございましたが、認定倍率を引き上げることで 100 名ほど認定者が増える見込みでございます。次の頁をお願いいたします。二点目でございます。二点目は第 3 条第 1 項、オンライン学習通信費の追加でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校が休校等になった場合に家庭でオンライン学習を行った際の通信費を援助いたします。援助額は国の基準額を参考に、月額 1,000 円、年間の援助上限額は 12,000 円とし、別に要綱で定めます。次に三点目でございます。三点目は第 2 条第 2 項、家計急変世帯等、対象者の追加でございます。生計維持者の失業、新型コロナウイルスの影響等により、家計が急変した世帯に対応するため、これらの世帯を就学援助の対象にいたします。最後の四点目は、その他細かい文言の整理・修正ですので、ここでの説明は割愛させていただきます。改正点は以上となります。最後に青い表紙の議案書に戻っていただき、14 頁をご覧ください。附則でございます。この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また経過措置としまして、改正後の第 2 条第 2 項第 2 号イについては、認定日が令和 5 年 4 月 1 日の者から適用し、それ以前の認定日の者については、なお従前の例による、としてございます。以上ご説明申し上げご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。知念委員。

○知念菜穂子 委員 いいことだと思います。ちょっと気になっているのが、「オンライン学習通信費」ですね。今現状として、実際に回線接続した時に、ご家庭によってうまくいくご家庭とそうじゃないご家庭があると思いますが、例えばお金をもらっても通信の契約ができない、オンライン接続ができないなど、多々あると思いますが、そのお金をそのまま何かに使われる心配はないのでしょうか、と単純に思いました。そして、その対策もできるのでしょうか。お伺いします。

○知念春美 教育長 松元係長、お願いします。

○松元典子 助成係長 オンライン学習通信費の援助につきましては、同じ教育委員会内の、はごろも学習センターがルーターを貸し出す家庭につきまして援助する予定ですので、それでルーターを使用しているというのが把握できます。

○知念春美 教育長 休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。他に質疑はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市就学援助規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、日程 5 議案第 21 号を終了いたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 6 「議案第 22 号 宜野湾市職員人事異動について」を議題といたします。本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程 6 議案第 22 号は非公開

といたします。

〈 非公開 〉

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。  
これより、宜野湾市職員人事異動についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。  
これにて、日程 6 議案第 22 号を終了いたします。続きまして、各部の連絡事項に移ります。

---

#### 連絡事項

- 1, 教育部
  - ・教育長職務代理者の指名について
- 2, 指導部
  - ・特になし

---

○知念春美 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。